

平成24年度第8回定例会

八王子市教育委員会会議録

日	時	平成24年8月8日(水)	午前9時00分
場	所	八王子市役所 議会棟	4階 第3・第4委員会室

第8回定例会議事日程

- 1 日 時 平成24年8月8日(水) 午前9時
- 2 場 所 八王子市役所 議会棟 4階 第3・第4委員会室
- 3 会議に付すべき事件
- 第1 第20号議案 平成23年度教育予算に係る歳入歳出決算認定の調製依頼
について
- 第2 第21号議案 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に
ついて
- 4 報告事項
- ・学校における受傷事故に係る損害賠償の和解について (指導課)
 - ・富士森公園内樹木管理瑕疵による事故に係る損害賠償の和解について
(スポーツ振興課)

その他報告

八王子市教育委員会

出席委員(5名)

委 員 長	(1 番)	小田原 榮
委 員	(2 番)	和 田 孝
委 員	(3 番)	川 上 剋 美
委 員	(4 番)	金 山 滋 美
教 育 長	(5 番)	坂 倉 仁

教育委員会事務局

教 育 長 (再 掲)	坂 倉 仁
学 校 教 育 部 長	野 村 みゆき
学 校 教 育 部 指 導 担 当 部 長	相 原 雄 三

教 育 総 務 課 長	布 袋 孝 一
学 校 教 育 部 主 幹 (支 援 教 育 担 当)	穴 井 由 美 子
学 校 教 育 部 主 幹 (企 画 調 整 担 当)	平 塚 裕 之
施 設 整 備 課 長	加 藤 雅 己
学 事 課 長	海 野 千 細
学 校 教 育 部 主 幹 (保 健 給 食 担 当)	山 野 井 寛 之
指 導 課 長	廣 瀬 和 宏
指 導 課 統 括 指 導 主 事 (企 画 調 整 担 当)	所 夏 目
指 導 課 統 括 指 導 主 事 (教 育 施 策 担 当)	山 下 久 也
指 導 課 統 括 指 導 主 事 (教 育 セ ン タ ー 担 当)	山 本 武
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 長	榎 本 茂 保
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 参 事 (図 書 館 担 当)	穂 坂 敏 明
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 国 体 推 進 室 長	富 貴 澤 繁 幸
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 主 幹 (図 書 館 担 当)	中 村 照 雄
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 主 幹 (図 書 館 担 当)	遠 藤 辰 雄
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 主 幹 (こ ど も 科 学 館 担 当)	牛 山 清 志
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	小 山 等
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 主 幹 (ス ポ ー ツ 施 設 担 当)	橋 本 徹
国 体 推 進 室 主 幹	高 橋 利 光
国 体 推 進 室 主 幹	岩 田 充
学 習 支 援 課 長	新 井 雅 人
文 化 財 課 長	田 島 巨 樹
ス ポ ー ツ 振 興 課 主 査	佐 取 久 満

事務局職員出席者

教 育 総 務 課 主 査

遠 藤 徹 也

教 育 総 務 課 主 事

上 村 剛

教 育 総 務 課 嘱 託 員

小 松 麻 紀 子

【午前9時00分開会】

○小田原委員長 大変お待たせいたしました。

本日の委員の出席は5名全員でありますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成24年度第8回定例会を開会いたします。

毎回申し上げておりますけれども、本市では、今年も夏季の省エネルギー対策といたしまして、より一層の電力の効率的な使用等に務める取り組みを行っております。

本定例会におきましても、出席者は軽装で、照明は一部消灯とさせていただきますので、御理解いただきますようお願いいたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は、4番、金山滋美委員を指名いたします。よろしくお願いたします。

なお、議事日程中、第20号議案及び第21号議案は、未だ意思決定過程のため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第6項及び第7項の規定により、非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 御異議ないものと認めます。

○小田原委員長 それでは、それ以外の日程について進行いたします。

報告事項となります。指導課から報告願います。

○廣瀬指導課長 それでは、学校における受傷事故に係る損害賠償の和解について、報告いたします。

まず、和解の相手方は、八王子市在住の15歳【A】、事故当時は11歳で小学校5年の児童と、その父【B】、母【C】になります。

和解内容は、(1)八王子市は、相手方【A】に対し、金175,941円を支払う。(2)相手方【A】及び八王子市は互いに本件に関し、今後上記の金員を除き、一切の請求をしない。

事故の概要でございますが、本件は平成21年2月16日、市立【D】小学校の音楽室の清掃時間中、相手方【A】がふざけて放った弓矢が、被害児童【E】の左眼球に当たり、左眼球強膜を裂傷するなど負傷をしました。

その後、この事故の賠償について、被害児童【E】が相手方【A】、相手方の両親【B】【C】及び市を相手に訴えを起し、以後、審理が行われ、裁判所の強い意向から、早期解決を図るに当たり、相手方【A】が被害児童【E】に賠償し、市に対する請求は放棄することで訴訟上の和解が成立しました。

しかし、市としては学校管理下で起こった事故であること、清掃時間中に発生したものであることを鑑み、相手方【A】が、被害児童【E】に支払った賠償金の一部について、相手方【A】からの求償に応じて支払うこととし、上記のとおり和解するものでございます。

市が、相手方【A】からの求償に応じる理由としては、学校管理下で清掃時間中に発生したものである場合、市には、「共同不法行為者の責任」というものがあり、相手方【A】が支払ったもののうち、一部を支払うものである、ということになります。

報告は以上です。

○小田原委員長 指導課の報告は終わりました。

本件につきまして、御質疑、御意見ございましたらお願いします。

○和田委員 事実関係だけ教えてください。事故は平成21年2月16日ですね。その後、裁判所で【A】が【E】に対して賠償するというので、判決が下ったのはいつですか。

○廣瀬指導課長 裁判の中で、最終的な損害賠償額はいくら、と決定しました。

○坂倉教育長 和解金額がいくらで、提示された日にちはいつか、それを教えてください。

○小田原委員長 質問は、いつ判決があったのか、と聞いているわけです。実際には、判決という形ではなかったのでしょうか。

○坂倉教育長 判決ではないでしょう。

○廣瀬指導課長 市が提訴した後、裁判で審理が行われ、最終的に、4,648,117円という金額で、和解したということです。

○坂倉教育長 4,648,117円、という金額が出たのはいつかを教えてください。

○廣瀬指導課長 申しわけありません。平成24年3月28日に、訴訟上の和解が成立したということです。

○小田原委員長 どういう内容で和解が成立したのか、訴訟が取り下げられたのか、それを説明してください。

○坂倉教育長 そこに至った経緯を話さないとわからないでしょう。

○穴井学校教育部主幹 平成24年4月16日の訴訟進行報告書によると、平成24年3月

28日に和解が成立しております。内容は、市の訴訟は放棄、加害者から全額を支払う、ということになっています。

その後、5月30日に相手方の代理人からこちらの代理人へ、和解に基づいて、管理責任のあった八王子市と、折半による解決をしたい、という申し入れがあり、調整のうへ、今に至っているということでございます。

○坂倉教育長 和解金額を教えてください。

○穴井学校教育部主幹 和解金額は全額で4,648,117円、それを折半で、ということになりました。ここから、スポーツ振興センターによる支払い分を除いた、175,941円が、今回の和解金額ということになります。

○和田委員 事故があってから和解が成立するまで、その間3年程かかっているわけですね。審理の中で、学校側の管理責任であるとか、先生方の対応について、何か問題になるようなことがあったのでしょうか。

○廣瀬指導課長 音楽室の清掃において、担当の音楽教員が立ち会うべきところ、食事をしていて、ということなど、問われるところはあったと思います。

○小田原委員長 実際に責任が問われたのかどうか、そういう経緯を聞いているわけです。

○穴井学校教育部主幹 加害者のお子さんが作った弓矢が、私たちが思っているよりも、かなり精巧で、危険性の高いものだったのです。しかも、被害者のお子さんに向けて放ったということがあって、被害者の親御さんは、市や学校に対する気持ちよりも、加害者側に対して、かなり強いものをお持ちだったという経緯があります。

また、清掃中に起こったことなので、本来であったら先生に管理責任があるわけですが、この場合、先生がその場にいなかったということもあって、その辺については、加害者の親御さんから、学校側にも責任がある、というような話があったと思います。

これらに加え、被害者のお子さんの傷害の程度が確定するまでに時間を要したので、治療を続けながらの話し合いになりました。しかし、それでは解決せず、結局、裁判に至った、ということでございます。

○和田委員 今回の市側の支払いというのは、裁判の中でいろいろ問題になって支払いが生じたというよりも、管理下であったという責任、そういう理解でよろしいでしょうか。

○廣瀬指導課長 はい、そうです。

○小田原委員長 先ほどの説明の中で、市にも「共同何とかの責任」、と言っていましたが、もう一度教えてください。

- 廣瀬指導課長 民法719条の「共同不法行為者の責任」というものです。
- 小田原委員長 管理責任だけではなく、共同不法行為が加わってくるということですか。
- 穴井学校教育部長 本来、管理すべき責任を、十分果たしていなかったというところで、不法行為となり、当事者が受けた被害に対して、何らかの保証をする責任が生じる、というのが民法上の規定です。
- 今回の加害者の場合、自分でも「悪いことをした」という認識が持てる年齢のお子さんだったので折半になりましたが、例えばこれが小学校1年生のお子さんで、まだ十分判断力や認識がない、ということになると、全額、市が負担することにもなる可能性があります。
- 小田原委員長 管理下という言葉ではなく、共同不法行為であるという言葉は、最初の和解のところで使われているのですか。
- 廣瀬指導課長 最初の和解の段階では出ていません。
- 小田原委員長 ということですが、いかがですか。
- 和田委員 私も、学校事故のいろいろな事例を見ていますが、小学校5年生の、休み時間中の事故の場合、学校側の管理責任が問われないことも、随分あると理解していたので、そういったことが和解の段階で、問題になったかどうかを確認したかったのです。
- 要するに学校の管理下の時間であるということは当然でも、行為そのものに対しては、教員や学校が責任を問われるケースばかりではない、逆に言うと、基本的に判断力のある子どもが故意に起こした事故については、学校側に責任はない、ただし、管理下の時間内の事故であるから、という解釈でいたのですが、それでいいのでしょうか。
- 廣瀬指導課長 学校事故では、小学校6年生までの子どもと、それ以上の中学生では判断が異なってくると思います。今回は小学校5年生ということ、清掃活動中であったということから、学校が管理しなければいけない部分、教員が見ていないといけない部分があるということで、このような裁定になったと解釈しております。
- 小田原委員長 ということですが、他に御質疑、御意見はございませんか。
- 和田委員 4,648,170円という金額と、市が支払う175,941円の関係を、少し説明していただきたいのですが。
- 廣瀬指導課長 先ほどの共同不法行為者の責任により、相手方が支払った一部、つまり、2分の1ずつ折半、ということになります。今回は、4,648,117円という金額なので、そこから、スポーツ振興センターの給付額を差し引いて、175,941円と

ということになっております。

- 小田原委員長 給付金はいくらですか。
- 坂倉教育長 スポーツ振興センターの給付金はいくらで、だから支払った金額はこうです、という形を説明しないと、わかりにくいでしょう。
- 廣瀬指導課長 4, 648, 117円の半額は2, 324, 058円ですから、そこからスポーツ振興センターで加入している保険から給付された2, 148, 117円を差し引いた金額が、今回の175, 941円となります。
- 坂倉教育長 本来、市の支払額は2, 324, 058円、という書き方が正しいのではないですか。保険に入っている、入っていないは関係ないでしょう。議会への報告はこれでいいかもしれませんが、和解についての報告なら、市が半分払う形になったで、いいのではないですか。
- 小田原委員長 金額の計算の仕方はそれでいいのですか。
- 穴井学校教育部主幹 損害賠償保険ではなく、無過失でもお金が支払われるものなので、給付金は市が支払う金額には入らないです。
- 坂倉教育長 それでも、和解金額の2分の1は2, 324, 058円で、それがこうなると、はっきり出しておかないといけないでしょう。
- 穴井学校教育部主幹 そうですね。給付金は市を通さず、直接本人に支払われてしまうのですが、それでも、本来は2, 324, 058円が、市の賠償責任額だとした方がいいですね。
- 坂倉教育長 保険の掛け金も元は税金ではないか、と思われる市民の方も、当然いらっしやると思いますよ。
- 小田原委員長 加害者は2, 324, 058円を支払い、八王子市は同額から、スポーツ振興センターの給付金を差し引いた残りの分、175, 941円を負担する、ということですね。
- 和田委員 全額4, 648, 117円から、スポーツ振興センターの給付金を差し引いた残りを折半するのではなくて、最初に折半してしまって、その残りから、ということなのでですね。
- 穴井学校教育部主幹 この保険金の場合、市が支払った損害賠償金と相殺してもいい、という法律になっているので、そういうことになっています。
- 小田原委員長 他にはいかがですか。

○川上委員 事故から少し年月がたっていますが、被害者、加害者は現在どうしているのか、確認していますか。双方の気持ちの問題もあるでしょうし、被害者の後遺症という言葉もありましたので、そこをお聞かせいただければと思います。

この報告は、和解と損害賠償のことだけですが、本来、一番気にしなければいけないのは、被害者と加害のその後だと思うのですが。

○廣瀬指導課長 加害児童は、その時はふざけ半分でやったのですが、相手の目に命中してしまったということで、非常に驚いて、反省しているということです。

それから、被害児童の視力は、当初1.0程度あったものが、0.2程度まで落ちてしまったそうです。その後の治療等で、0.8程度まで回復していますが、眼鏡等を使わないといけないということです。

○坂倉教育長 学校のことも説明に入れなければだめでしょう。学区のことを考えると、普通に行ったら、同じ中学校に進むことになるはずですが。その辺の配慮はしたのですか。

○廣瀬指導課長 お互い、別の中学校に行ったと聞いております。

○坂倉教育長 その辺も説明してください。

○小田原委員長 指導主事は、その辺りを把握していますか。別の中学校に行った、というだけでいいのですか。

川上委員が聞いているのは、被害者と加害者の人間関係や、心理的な部分の後遺症はどこまで修復されているのか、ということでしょう。事故対応というのは、金銭的な後始末だけで終わるものではない、という問いかけなのだと思います。

それとも、本事件について和解が成立したということは、当事者同士の関係は、表面上ではお互い納得している、2の(2)のところで、「今後上記の金員を除き、一切の請求をしない」ということは、そここのところは解決されている、だからこういう結果になったのだ、子どもたちの関係も、良好な形で処理されていると、そう考えていいということでしょうか。

○川上委員 当事者は、その後もずっと心の中にいろいろなものを抱えて、それを乗り越えていかなければいけない、だから、周りのサポートが必要なのではないかと思うのです。

最後にもうひとつ質問ですが、この和解の結果を、他の学校や教員に、どうやって知らせるのですか。市内全部の学校に報告するものなのではないでしょうか。

現場の先生方が、この不幸な事故をどのように受けとめていらっしゃるかが、一番大事なところだと思うのですが。

○所指導課統括指導主事　この件を受けて、学校には注意喚起をしたところです。

まずは、清掃時間、休み時間等の管理状況・管理体制で、学校として、組織的に清掃体制などをきちんと整備すること、そして、それを再確認して、課題があれば改善するように、ということです。

また、児童が持ち物で、人を傷つけるような行為をしないよう、きちんと指導するようにお話ししたところです。

○小田原委員長　川上委員が聞いているのはそういうことではなくて、この件をどうやって学校や教員に知らせるのか、それとも知らせないのか、ということだと思います。

○所指導課統括指導主事　今回和解が成立いたしましたので、ここで整理をして、校長会を通じて学校にも周知したいと考えております。

○坂倉教育長　この件については、小中合同の校長会でも、それぞれの校長会でもいいですが、私の方から、今、指摘していただいた内容を踏まえて話します。

当該児童の小学校でも、恐らく事故の後に、被害者、加害者の両方に、必要なケアは行ったと思いますし、別々の中学校に進んだ後も、一定のケアは続けていると思います。

しかし、その辺の報告がなく、裁判だけを気にしているようで、フォローが足りないのではないかと、というのが、川上委員の御指摘だと思います。

また、注意喚起も、管理責任だけでなく、事故があった後のフォローはどうするのか、そういうことも含めて話さなければいけないという趣旨だと思います。

ですから、その辺を含め、児童、生徒、一人ひとりを、どうフォローしていくかについては、誤解のないよう、私の方からも話をしたいと思っています。

○小田原委員長　報告だけではなく、やることはいろいろあるわけですから、それを踏まえて、今後は取り扱っていただきたいと思います。

それでは、指導課の報告は、以上ということによろしいですか。

○小田原委員長　次にスポーツ振興課から、報告願います。

○橋本生涯学習スポーツ部主幹　それでは、富士森公園内樹木管理瑕疵による事故に係る損害賠償の和解について、報告いたします。

本件は、去る平成24年5月18日に、富士森公園の道路に面したところにある、桜の木の枝が落ち、走行中の自動車に損害を与えたものですが、この度、被害者との和解が成立いたしました。詳細は、担当の佐取主査から報告いたします。

○佐取スポーツ振興課主査　まず、和解の相手方は、あきる野市在住の【A】74歳。

和解の内容は、(1)八王子市は、相手方【A】に対し、金50,358円を支払う。
(2)相手方【A】及び八王子市は互いに本件に関し、今後上記の金員を除き、一切の請求をしない。

事故の概要ですが、平成24年5月18日金曜日午後5時40分頃、八王子市台町二丁目7番先、富士森公園陸上競技場入口脇の、八王子市管理の桜の木の枝が、強風により、折れて落下しました。

桜の木の枝が公園内から歩道を超え、公道まで張り出していたことから、それが同公道を自家用自動車で行き中であつた相手方【A】の眼前に落下し、相手方【A】所有の自家用自動車のバンパー部分が損傷したものです。

この事故の原因は、公園内樹木の管理が不十分であつたと認められるため、本市の過失割合を10割とし、相手方【A】から請求のあつた、金50,358円を支払うこととし、上記のとおり、和解するものです。

報告は以上です。

○橋本生涯学習スポーツ部主幹 なお、事故の後、直ちに剪定業者に依頼して、公園内の樹木のチェックを行い、危険性のある枝については、既に剪定済みであることを申し添えます。

○小田原委員長 スポーツ振興課の報告は終わりました。

本件につきまして、御質疑がありましたらお願いします。

樹木管理瑕疵と、樹木の管理が不十分であつたということは、どう関係しているのですか。

○橋本生涯学習スポーツ部主幹 まず、管理瑕疵になつたかについて説明いたします。

事故が起こつたのは5月ですが、その前に相当の勢力を持った低気圧が通過したため、そこで枝にひびが入つたと考えられます。

ですので、低気圧が通過する際、予め木をチェックして、危険を避けなければいけなかつたのに、それを怠つたこちらの管理瑕疵ということで、全額の10割負担ということになりました。

○小田原委員長 事故の前に枝に亀裂が入つていたというのは、どう判断したのですか。

○橋本生涯学習スポーツ部主幹 落ちた木の枝の切り口が、半分古くなっていましたので、既に半分ひびが入つていたものと推測されます。

○小田原委員長 そうですか、管理不十分というのは、瑕疵になるのですか。

- 橋本生涯学習スポーツ部主幹 保険の適用上、管理不十分ということは管理瑕疵となっております。台風等で、通常の管理をしているのに落ちてしまった、という場合であれば免責になり、管理瑕疵とはなりません、あくまで通常の管理の下で枝が落ちたということであれば、それはチェックが甘かったということで管理瑕疵となります。
- 小田原委員長 事故の後、危ない枝はすべて切ったということですが、そうすると、低気圧が通過した後や、強風が吹いた後は、管理者は必ず見回って、亀裂の有無などを調べなくてはいけない、そういう義務が当然あるということですね。
- 橋本生涯学習スポーツ部主幹 そういうことです。
- 小田原委員長 それを怠ったということですか。
- 橋本生涯学習スポーツ部主幹 そうです。そういうことで管理瑕疵となっています。
- 小田原委員長 普段はどうしていたのですか。その低気圧の時だけ、たまたまやらなかったということですか。
- 橋本生涯学習スポーツ部主幹 大風や台風の後等は、職員が早く出て来て、必ずチェックをいたします。しかし、その枝は、たまたま見逃してしまった、ということです。
- 小田原委員長 管理不十分というよりは、見逃した、ということですね、
- 橋本生涯学習スポーツ部主幹 枝の半分程しか、ひびが入っていなかったものですから、気が付かなかった、ということです。
- 小田原委員長 それでも瑕疵なのですか。過失というのならわかりますが。
- 橋本生涯学習スポーツ部主幹 過失も含めて、瑕疵という表現になります。
- 小田原委員長 不幸な事故でしたが、この程度で済んで幸いだったということでしょうか。
- 橋本生涯学習スポーツ部主幹 そういうことです。走行中の車でしたから。
- 小田原委員長 他にはいかがですか。
- 和田委員 今回は走っている車に、立っている木の枝が折れてぶつかったわけですね。既に折れている枝が、風に舞って飛ばされてきて車にぶつかった、というような場合も、市側の責任ということになるのですか。
- 橋本生涯学習スポーツ部主幹 正確なお答えはできないのですが、例えば、市が剪定した枝を地面に放置していて、それが風であおられて道路に飛び出てきた、ということであれば、当然こちらの管理瑕疵ということになると考えます。
- 和田委員 厳しいですね。
- 坂倉教育長 道路に石などがあってパンクした場合、普通、損害賠償にはなりません、

そこが公道ですと、道路管理者に請求があれば、大体、修理費用を補てんします。

そのくらい、管理責任は厳しいものだと思います。

○小田原委員長　よく道路に「落石注意」と書いてありますよね。例えば、そこで落石にぶつかって、バンパーが壊れた場合はどうなるのでしょうか。

○坂倉教育長　請求されれば、払うことになると思います。

○小田原委員長　そうすると、やはり管理責任は我々が担っているということですね。

○橋本生涯学習スポーツ部主幹　原因が台風などで、通常の範囲では管理し切れなかったと認められれば免責ということになります。

○小田原委員長　ということでございます。

他になれば、スポーツ振興課の報告は以上ということで終わります。

○小田原委員長　他に何か報告する事項等がございますか。

○野村学校教育部長　ございません。

○小田原委員長　委員の皆さんから、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長　特にないようでございますので、以上で公開の審議は終わります。

それではここで、暫時休憩にいたします。

再開は9時45分ということでよろしいでしょうか。

なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は退室願います。

〔午前9時40分閉会〕